

NECPC プレミア延長保証サービス(特別保守契約 ADP 付)規約

第1条(定義)

1. お客さまが NEC パーソナルコンピュータ株式会社(以下「当社」といいます。)へユーザ登録申請されたお客さまの保有機器に対して、以下に定める内容および条件で、3年～7年間(Tablet PC および Chromebook は3年～5年)の引取修理サービス、ならびに3年～5年のアクシデント・ダメージ・プロテクションサービス(以下、「ADP サービス」といいます。)(盗難保証サービス付)(以下、この2つのサービスをあわせて「本サービス」といいます。)をお客さまに提供いたします。
2. 修理とは、日本国内において故障した対象機器出荷時の機能・性能の修復もしくは維持を目的とし、機能が同等の新品部品または機能が同等に品質保証された再利用部品と故障した部品の交換作業等、ならびに修理時に当社が診断した結果に基づく当該対象機器出荷時の機能・性能を維持することを目的とした部品の交換作業等をいいます。
3. 対象機器とは、日本国内に設置された当社製パーソナルコンピュータ [Mate シリーズ、VersaPro シリーズ]と Chromebook で、その詳細は以下の NEC ホームページを参照いたします。
[Mate シリーズ、VersaPro シリーズ(Tablet PC 含む)]
https://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/longterm_sk/index.html
[GIGA スクール対応 Chromebook および VersaPro]
<https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/support/index.html#anc-maintenance>

第2条(本規約の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関し適用されます。
2. お客さまは、本サービスのご利用に先立ち、本規約をよくお読みになり、本規約の内容をご承諾されたうえで本サービスをご利用いただくこととします。また、当社は、お客さまが本サービスをご購入されたことにより、本規約のすべてに同意されたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。万一、ユーザ登録されたお客さまと保有機器のご使用者が異なり、サービス利用がご登録者でない場合はサービス利用されるお客さまの責任において、ご登録者のご承認を得てご利用いただくこと、ならびに本規約の内容に基づき、当社がサービス提供させていただくための情報をご利用者から得ることを条件として、当社は本サービスを提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

第3条(本サービスの構成)

1. 本サービスは、2つのサービスで構成しています。
 - (1)引取修理サービス

(2)ADP サービス(盗難保証サービス付)

<(1)引取修理サービス(3年～7年)>

標準保証(1年目引取修理サービス)規定の適用範囲内の故障が発生した場合に、本サービス有効期間内に限り無償で引取修理を行います。

<(2)ADPサービス(3年～5年)>

第7条第2項に定める災害や不慮の事故により対象機器が故障した場合、本サービス有効期間内に限り修理料金を当社が補填し無償で引取修理を行います。また、盗難事故が発生した場合、当社が指定する機種(代替機)を提供いたします。なお、対象機器の本体を交換された時点をもって、本サービスは終了となります。

第4条(本サービスの適用条件)

1. 登録可能な対象機器

出荷開始から3ヶ月以内の対象機器

3. 本サービスの適用範囲

当社に登録され、かつ日本国内に設置された当社製パーソナルコンピュータ本体、ならびに Chromebook、およびセクションメニューで選択した当社製純正オプション機器のハードウェア製品にのみ適用されます。また、次に定めるものは本サービスの対象外となります。

- ・パーソナルコンピュータ本体、Chromebook の出荷時に同梱されていない拡張機器
(Mate の外付けディスプレイ、オプションマウス、オプションペン等)
- ・消耗品(バッテリー、乾電池、各種媒体等)
- ・ソフトウェア(OS、アプリケーション)

3. サービス提供期間

サービス提供期間は、お客さまの登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた当社製パーソナルコンピュータ本体、ならびに Chromebook の保証開始日(1年目標準保証引取サービス含む)からご購入された本サービスの年数(3年間/4年間/5年間/6年間/7年間)の末日までです。ただし、6年版、7年版の引取修理サービスは、当社が引取修理サービス登録可能な機器を設定しておりますので、あらかじめご確認のうえご購入ください。(タブレットPC、ならびに Chromebook は6年版、7年版の定義はありません。)

※保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

「対象機器をNECまたは販売店からご購入した日」が保証開始日となります。

ご購入日をご不明の場合、次のいずれかの方法により保証開始日を確認します。

- (1) 購入日を確認できる対象機器に添付された保証書
- (2) 対象機器の購入日が明記された書類(例:対象機器購入時の納品書、領収書など)
- (3) 本サービスの登録情報(上記のいずれの方法において確認できない場合)

第5条（引取修理の手配）

別紙：引取修理手配方法を参照願います

第6条（引取修理サービス対象外の有償修理）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス有効期限内であっても保証の対象外作業となり有償修理となりますので、ご承知おき下さい。

- (1) お買上げ後の落下、衝撃等もしくは液体の侵入による故障、損傷、
またはお客さまの取り扱いが適正でないために生じた故障、損傷の場合
 - (2) お客さまによる使用上の誤り、あるいは不当な改造、修理による故障および損傷
 - (3) 火災、塩害、ガス害、地震、落雷、および風水害、その他天災地変、あるいは
異常電圧等の外部要因に起因する故障および損傷
 - (4) 対象機器に接続している当社指定以外の機器および消耗品ならびにメディアの
使用に起因する故障および損傷
 - (5) 有寿命部品または消耗部品が自然消耗、磨耗、劣化等により部品の交換が必要となった場合
2. お客さまには別途それぞれの料金をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。
- (1) ソフトウェア(アプリケーションソフトを含みます。以下同じとします。)の
再インストールで復旧する場合であって、お客さまが当該再インストールを希望され
た場合は、ソフトウェア再インストール料
 - (2) ウイルス駆除を必要とする場合であって、お客さまがウイルス駆除を希望された
場合はウイルス駆除料
 - (3) お客さまが設定したパスワードの忘却やお客さまが施錠された鍵の紛失により、
パスワード解除作業を行う場合、または、マザーボード、本体カバーその他の部品の交換が
必要になった場合の修理料金
 - (4) その他当社が指定する有償作業を行う場合
3. 当社が対象機器をお預かり後に引取修理サービス対象外修理の依頼をキャンセルされた場合、
お客さまには診断料をご負担いただきます。ただし、お客さまによる修理ご了承後の修理キャンセルは
お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

第7条（ADPサービスの適用諸条件）

1. ADPサービス(盗難サービス付)の概要

標準の引取修理保証の故障修理に加えて、落下・水こぼしなどによる故障・破損や盗難時の
修理・交換サービスを受けられます。

ADP 対象範囲の故障の場合は、本サービス有効期間中、何回でも無償で修理します(当社で修理料金を補填

します)。補填する金額の上限はありません。その場合、対象機器の本体を交換された時点をもって、本サービスは終了となります。

また、盗難事故が発生した場合は、引取修理にかえて当社が指定する機種(代替機)を提供いたします。その場合、代替機が提供された時点をもって、本サービスは終了となります。なお、盗難事故が発生した場合は当社営業に申告をしてください。

2. ADPサービスの対象となる災害や不慮の事故および盗難

- ・落下、飲料水等の水こぼしによる急激かつ偶然な外因の事故による故障
- ・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・雷による故障
- ・火災による故障(ただし、消防署発行の被災証明書が必要です。なお、火災などによる消失により対象機器の現物が確認できない場合は除外されます)
- ・盗難および盗難に伴う故障(ただし、所轄警察署の証明書、またはこれに代わるべき書類(盗難届受理番号)がない場合、または所管警察署の証明書以外に当社が指示する書類を提出することができない場合は対象外となります。また、紛失・置き忘れなどが原因の盗難、組織(職場、学校やクラス単位)での盗難は対象外となります)

※_ADP サービスを適用させる必要があるか否かはお客様からの申告内容・故障診断結果をふまえて当社が判断します。

3. ADPサービスの主な対象外の事象

- (1) 故意もしくは重過失、または法令違反によって生じた故障。
- (2) 本サービス購入者・利用者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた故障。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象、または暴動により生じた故障。
- (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた故障。
- (5) 地震・噴火・洪水・水害・津波等によって生じた故障、公害・塩害などによって生じた故障。
- (6) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた故障。
- (7) 対象機器の不具合、欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、またはむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐食によって生じた故障。
- (8) 紛失または置き忘れによって生じた故障・損害。
- (8) 外来の事故に直接起因しない対象機器の電氣的事故または機械的の事故によって生じた故障。
- (9) 対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた故障。
- (10) 不適切な使用または取扱いにより生じた故障。衝撃や振動が加わる場所での使用、落下や破損の恐れが想定される場所での使用に起因する故障。
- (11) 本サービス購入者・利用者以外の第三者の利用によって生じた故障・損害。
- (12) 詐欺または横領によって生じた故障・損害。

- (13) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ、焦げまたはキーボードに印字されている文字の薄れ等対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷。
 - (14) 対象機器の通常の損耗。消耗品の部品交換。ソフトウェアや対象機器以外の機器に起因する故障。
 - (15) 本サービス購入者・利用者が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた故障・損害。
 - (16) 本サービス購入者・利用者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます)、使用人または同居人などが自らおこない、または加担した盗難による故障・損害。
 - (17) 紛失、置き忘れなどが原因の盗難、学校やクラス単位での盗難。
 - (18) 日本国外で生じた事故による故障・損害。
- ※上記以外にも本サービス適用外の場合があります。

4. ADP サービス対象外修理の取り扱い

当社が対象機器をお預かり後にADPサービス対象外修理の依頼をキャンセルされた場合、お客さまには診断料をご負担いただきます。ただし、お客さまによる修理終了後の修理キャンセルはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

第8条(本サービスの失効)

1. 当社は、お客さまについて以下の各号の事由が1つでも生じた場合には、当社はお客さまに通知することなく、本サービスを失効する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - (1) お客さまが本規約に違反する等、当社が本サービスの失効を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - (2) お客さまの所在が不明となり、対象機器に本サービスが実施できない場合。
 - (3) お客さまが当社に対し、虚偽の事項の報告を行った場合。
 - (4) 登録された対象機器が変更になってしまった場合(代替機交換合)。
 - (5) 他の機器に組み込まれた状態の場合。
 - (6) 装置が改造されていた場合。
2. 前項に基づき、本サービスを当社が失効した場合であっても、お客さまがお支払いいただいた本サービス料金は一切返金いたしませんので、ご承知おきください。

第9条(責任の限定)

1. 当社は、対象機器の修理作業において、当社の故意または重過失に起因する場合を除くいかなる場合においても、当社の責に帰すことのできない事由による損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまに対してなされた賠償責任に基づく損害、OS、データその他のソフトウェアの破損、変更、または消滅について、その責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 当社の責に帰すべき事由による対象製品の故障などに起因してお客さまに損害が発生した場合、当社は原則として対象製品の修理をもって対応するものといたします。万が一、お客さまに対し賠償責任を負う場合は、当社の判断により、対象製品の減価償却後の残存価値または対象製品と同等性能の製品の市場価値を上限としたお支払いをするものとし、それ以外は何ら責任を負いません。

第10条(規約変更)

当社は、当社所定の方法によりお客さまに通知(NEC LAVIE公式サイト等に掲載する方法を含みます。)することにより、本規約を予告なく変更できるものとします。お客さまはその責任において随時本規約を確認し、最新の本規約をご承諾のうえご利用いただくものとします。本規約変更日以降に本サービスを申し込みしたことをもって本規約の変更に同意したものとみなすものとします。

第11条(本サービスの諸条件)

お客さまの義務、権利の譲渡、本サービスの失効、再委託、秘密保持、個人情報の取り扱い、本サービス内容の変更、規約変更、責任の制限、合意管轄につきましては、「NECパーソナル製品修理約款」の内容に準拠いたします。

<https://support.nec-lavie.jp/navigate/support/repair/stipulation/index.html>

以上

(2022年1月制定)

【別紙1】 引取修理手配方法

1. 取引口座登録(事前準備)

引取便手配をご利用になるには、法人様の取引口座登録(得意先コード)が必要となります。

取引口座登録のない法人様の場合は、修理をお申し込みになる前に必ず取引口座登録申請をしてください。ご不明な場合は、当社営業にご確認ください。

2. 修理の流れ

- ① 法人様ご自身が本サービスの引取便受付窓口(以下「受付窓口」といいます。)へ法人様専用の「修理依頼票兼修理メモ」をFAXで送信し、故障機の引取便を依頼します。
- ② 受付窓口で「引取依頼票兼修理メモ」を確認後、引取便を手配します。
- ③ 引き取りに際して、法人様にて i) 対象の故障機に ii) 引取依頼票兼修理メモを添付して梱包をしてください。(配送業者による梱包作業は行いません。梱包されていない場合は引取いたしません。)
- ④ 当社指定の配送業者が法人様ご指定の場所にうかがい、梱包された i) 対象の故障機、ii) 引取依頼票兼修理メモを引き取り、当社修理工場に届けます。
- ⑤ 当社修理工場にて「引取依頼票兼修理メモ」にご記入いただいた内容を基に故障機の修理受付をします。
- ⑥ 診断・修理を実施し、修理完了後に故障機を引き取った場所に修理完了品をお届けします。

※ 当該引き取りおよびお届けにかかる送料は、当社負担です。(離島の場合は調整が必要となります)

※ 法人様専用の「引取依頼票兼修理メモ」は、ユーザ登録後にお渡しします。

※ 当社指定の引取便は、故障機が梱包されていること(エアキャップでの簡易梱包可)が条件となります。

3. 修理申し込み方法

修理のお申し込みは、FAXにて承っております。

法人様専用の「引取依頼票兼修理メモ」に必要事項をご記入のうえ、受付窓口に FAX 送信し、修理および引取便の手配をお申し込みください。引取依頼票兼修理メモに必要事項をご記入いただけない場合、対応できないことがありますので、ご注意ください。

※ 受付窓口の FAX 番号は、法人様専用の「引取依頼票兼修理メモ」に記載されます。

※ FAXは 365 日 24 時間(当社システムメンテナンス日を除く)受信可能です。

※ 修理の受付手続きや引取便手配は当社受付時間内におこないます。あらかじめご了承ください。